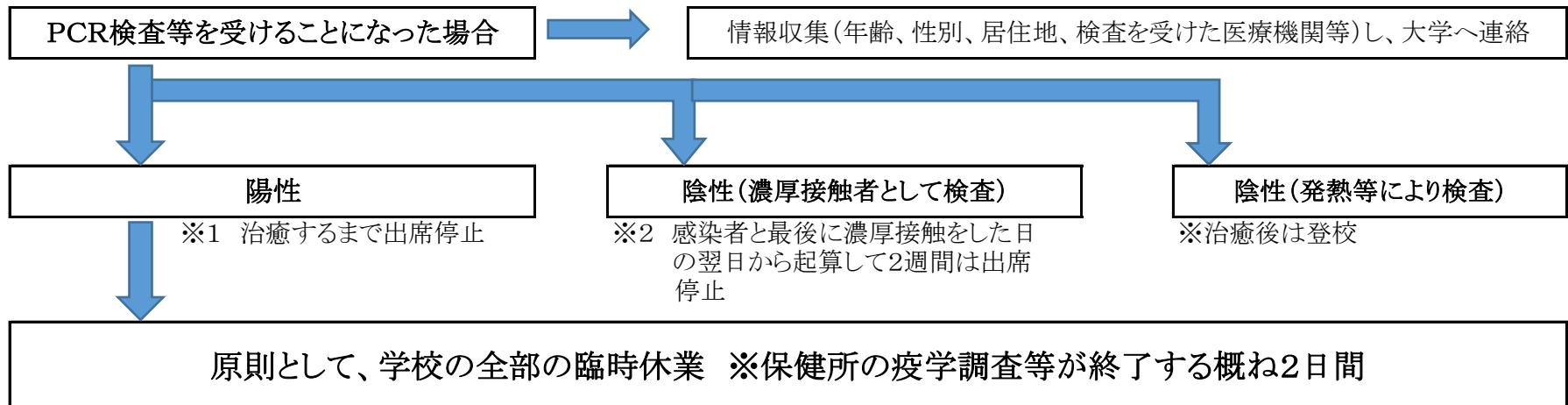


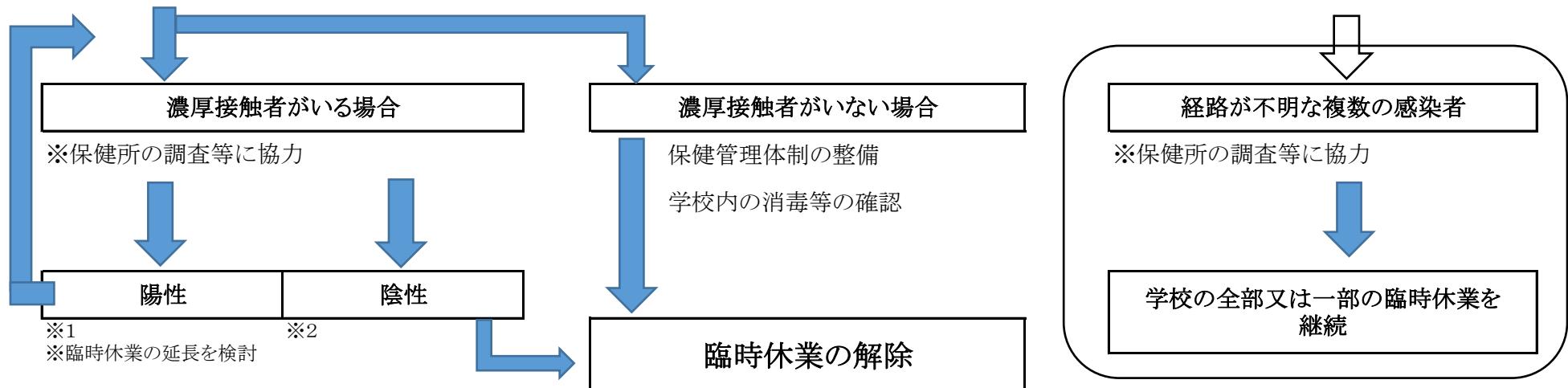
学校において新型コロナウイルス感染症が発生した場合

児童・教職員等が



※当該生徒等の感染可能期間(新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間)に、学校での行動歴がない場合は、臨時休業の措置はとらず、当該生徒等を出席停止とする。

また、当該生徒等の学校内での活動の態様によっては、学校の一部(学年休業・学級休業)の臨時休業をとることがある。



【保護者の方へのお願い】児童がPCR検査等を受けることになった場合は直ちに学校に連絡してください。